

議事日程第3号

平成26年6月13日（金曜日） 午前9時 開議

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 御嵩町農業委員会選任委員の推薦

日程第3 議案の審議及び採決 5件

議案第31号 平成26年度御嵩町一般会計補正予算（第3号）について

議案第32号 御嵩町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第33号 御嵩町町税条例等の一部を改正する条例の制定について

議案第34号 中部圏都市開発区域の指定に伴う御嵩町固定資産税の不均一課税に関する条例を廃止する条例の制定について

発議第1号 子宮頸がん予防ワクチンの積極的勧奨見合わせの継続と、接種後に生じた健康被害の早期解決と検診の充実に関する意見書

日程第4 付託事件の審査結果報告並びに審議及び採決 1件

民生文教常任委員会付託事件 1件

請願第1号 願興寺解体修復に伴う検討委員会設置の請願

日程第5 議会運営委員会の閉会中の継続審査の決定

次期議会（必要により定例会までの間に開かれる臨時会を含む）の会期日程等の議会運営に関する事項及び議長の諮問に関する事項について

出席議員（12名）

議長 加藤保郎	1番 高山由行	2番 山口政治
3番 安藤雅子	5番 柳生千明	6番 山田儀雄
7番 伊崎公介	8番 植松康祐	9番 大沢まり子
10番 岡本隆子	11番 佐谷時繁	12番 谷口鈴男

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長 渡邊公夫	副町長 瀬瀬久美
教育長 高木俊朗	総務部長 寺本公行
民生部長 田中康文	建設部長 奥村悟

企画調整 担当参事	葛西孝啓
総務防災課長	山田徹
環境モデル都市 推進室長兼 まちづくり課長	須田和男
税務課長	若尾要司
保険長寿課長	加藤暢彦
農林課長	石原昭治
建設課長	伊左次一郎
生涯学習課長	田中宣行

教育参事兼 学校教育課長	田中秀典
企画課長	各務元規
亜炭鉱廃坑 対策室長	鍵谷和宏
住民環境課長	大鋸敏男
福祉課長	佐久間英明
上下水道課長	亀井孝年
会計管理者	水野嘉博

本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	小木曾昌文
--------	-------

議会事務局 書記	渡辺一直
-------------	------

開議の宣告

議長（加藤保郎君）

おはようございます。

ただいまの出席議員は12名で、定足数に達しています。

これより本日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元に配付しました議事日程のとおり行いたいと思いますので、お願いします。

会議録署名議員の指名

議長（加藤保郎君）

日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員に、10番 岡本隆子さん、11番 佐谷時繁君の 2 名を指名します。

御嵩町農業委員会選任委員の推薦

議長（加藤保郎君）

日程第 2、御嵩町農業委員会選任委員の推薦を議題とします。

農業委員会等に関する法律第12条第 2 項の規定により、御嵩町議会が推薦する農業委員は 4 名です。

お諮りします。推薦は指名推選とし、議長において指名することにしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。

それでは、指名する方を事務局長より発表させます。

議会事務局長 小木曾昌文君。

議会事務局長（小木曾昌文君）

おはようございます。

それでは、本日、お手元のほうに配付しております別つづりのもので、日程第 2 御嵩町農業委員会選任委員の推薦についての紙をごらんください。

指名者の方は、浅野由紀さん、昭和40年 8 月 26 日生まれ、御嵩町津橋3758番地。可兒完治さん、昭和19年 2 月 22 日生まれ、御嵩町御嵩2318番地 1。中川喜栄子さん、昭和51年 4 月 9 日、御嵩町顔戸528番地 1。伏屋光幸さん、昭和21年 8 月 8 日、御嵩町伏見1241番地 3。

以上であります。

議長（加藤保郎君）

ただいま事務局長が発表しました、以上4名の方を御嵩町農業委員会委員に推薦することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、浅野由紀さん、可兒完治さん、中川喜栄子さん、伏屋光幸さんを御嵩町農業委員会委員に推薦することに決定しました。

ここで暫時休憩をします。再開は9時15分とします。

午前9時04分 休憩

午前9時15分 再開

議長（加藤保郎君）

休憩を解いて再開いたします。

なお、ケーブルテレビ可児より撮影取材等の依頼がありましたので、これを許可します。

議案の審議及び採決

議長（加藤保郎君）

日程第3、議案の審議及び採決を行います。

議案第31号 平成26年度御嵩町一般会計補正予算（第3号）についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔挙手する者なし〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

〔挙手する者なし〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第31号 平成26年度御嵩町一般会計補正予算（第3号）について、採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立全員であります。したがって、議案第31号は原案のとおり可決されました。

議長（加藤保郎君）

議案第32号 御嵩町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第32号 御嵩町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立全員であります。したがって、議案第32号は原案のとおり可決されました。

議長（加藤保郎君）

議案第33号 御嵩町町税条例等の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

[挙手する者あり]

12番 谷口鈴男君。

12番（谷口鈴男君）

1点だけ確認の意味でお願いしたいと思いますが、この法人町民税の税率の引き下げ等にかかわって、当町では約2,400万円程度ぐらいの影響が出るという報告を受けておりますが、その影響については、その後、交付税措置で是正されるかどうか、その辺のところ1点だけ。

議長（加藤保郎君）

税務課長 若尾要司君。

税務課長（若尾要司君）

先般も御説明申し上げましたとおりでございますけれども、減額された分につきましては、国税でございますけれども、地方交付税の財源となる地方法人税という新たな税制度ができます。そちらの財源になっていくわけでございますけれども、各市町村に、じゃあ減額された分が100%地方交付税として戻ってくるかという確約は、まことに申しわけございませんが、ございません。各市町村の財政状況等々に応じて交付税措置がされる格好になりますので、満額戻ってくるというものではございませんので、御承知おきだけお願いしたいと思います。

議長（加藤保郎君）

ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第33号 御嵩町町税条例等の一部を改正する条例の制定について、採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。したがって、議案第33号は原案のとおり可決されました。

議長（加藤保郎君）

議案第34号 中部圏都市開発区域の指定に伴う御嵩町固定資産税の不均一課税に関する条例を廃止する条例の制定についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第34号 中部圏都市開発区域の指定に伴う御嵩町固定資産税の不均一課税に関する条例を廃止する条例の制定について、採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。したがって、議案第34号は原案のとおり可決されました。

ここで暫時休憩とします。再開は9時40分とします。

午前9時22分 休憩

午前9時40分 再開

議長（加藤保郎君）

休憩を解いて再開します。

議長（加藤保郎君）

発議第1号 子宮頸がん予防ワクチンの積極的勧奨見合わせの継続と、接種後に生じた健康被害の早期解決と検診の充実に関する意見書についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔挙手する者あり〕

9番 大沢まり子さん。

9番（大沢まり子君）

この意見書の1番の、子宮頸がん予防ワクチンについてはその有効性と安全性を精査し、検討するまでの間、国として積極的な勧奨の見合わせを継続することという要望内容が載っておりますけれども、現在、この積極的勧奨の見合わせを行っているわけでありまして、どこまで継続しようという思いの、この継続という言葉かということをお教えいただきたいと思っております。

議長（加藤保郎君）

10番 岡本隆子さん。

10番（岡本隆子君）

子宮頸がん予防ワクチンにつきましては、厚生労働省のほうの見解としましては、積極的勧奨の再開の是非については、子宮頸がん予防ワクチン接種の副反応について可能な限り調査を実施し、速やかに専門家の会議による分析・評価を行った上で、改めて判断することとしています。

厚労省の専門部会のほうでは、去年の12月、そしてことしの2月に専門部会が開かれたわけですけれども、その折に、痛みの副反応は心理的・社会的な要因が原因と結論づけたというふうに報道されております。それで、厚労省のほうは専門部会に委ねるということをおっしゃって、専門部会のほうでこういう結論を導き出そうとしているということで、再開されるのではないかということが言われています。

この継続というのは、そこに書いてありますように、その有効性と安全性を精査し、検討するまでの間ということですが、この精査に関しては、やはり疫学的調査の必要性なども言われておまして、そういったことを含めて、改めてここで再度、念を押すためにも、これを入れたいということがございます。

議長（加藤保郎君）

ほかに質疑ございませんか。

[挙手する者あり]

6番 山田儀雄君。

6番（山田儀雄君）

私も今、記の1番の関係になりますけれども、本文のほうで、国、厚生労働省が一時中止するよう勧告したという部分と、積極的な見合わせを継続するという部分が、今ちょっと話になったわけなんですけれども、それと岡本さんがただいまおっしゃった、その有効性と安全性という部分につきましては、2番目の部分で、因果関係をきちっとするという部分で事足りるかなという思いもあります。

そうした中で、1番は本文で書いて、なおかつ記の1番。ちょっとくどいような気もいたします。以上です。その辺のところ、どうでしょうか。

議長（加藤保郎君）

10番 岡本隆子さん。

10番（岡本隆子君）

全国市議会議長会におきましては、26年度社会文教施策の要望事項として次のようなことを議決しています。

子宮頸がん予防ワクチンにつきましては、重篤な副反応が報告されるHPVワクチンについ

ては、予防原則の立場から一時中止。これは厚労省が積極的勧奨を中止した後の議長会の議決でございます。そして、議長会では、さらに接種者全員に対し徹底した追跡調査を行い、その結果について公表することということが要望事項として上げられておりまして、市議会の議長会でも、やはりこのところは専門部会としては再開の方向へ向かっている中で、何とかして歯どめをかけたいという思いでこの文が加えられたものと思われまますので、私はこれは非常に重要なところであると思えます。

それからもう1点。東京都の稲城市議会の意見書の中では、このワクチンの有効性と安全性を精査・検証し、説明責任を果たすこと。それまでの間、被害拡大の防止のため、国として積極的勧奨の一時見合わせを継続することという文言が入っておりまして、やはり現場に一番近い地方議会が、健康被害に遭われている方をわかっている現場の議会が、積極的勧奨の再開については慎重にしてくれということ、改めて声を出して、念を押していくのは当然のことではないかなと思っておりますので、よろしく願いいたします。

[挙手する者あり]

議長（加藤保郎君）

9番 大沢まり子さん。

9番（大沢まり子君）

今、おっしゃられました市議会議長会と稲城市の意見書につきましては、いつの時点のお話でしょうか。

議長（加藤保郎君）

10番 岡本隆子さん。

10番（岡本隆子君）

市議会議長会のほうは26年度の要望事項ということですが、議決をされたのは平成25年11月でございます。それから、稲城市議会のほうは25年12月定例会で意見書を採択されておられます。

議長（加藤保郎君）

ほかに質疑は。

[挙手する者なし]

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

ここで、本案に対して大沢まり子さんほか3名から修正動議が提出されております。

これより修正案を事務局から配付させます。

[修正案配付]

お手元に配付しました修正案を本案とあわせて議題とし、提出者の説明を求めます。

9番 大沢まり子さん。

9番（大沢まり子君）

この発議第1号に関しまして修正案を提出させていただきましたので、その提出理由を簡単でございますが述べさせていただきます。

先ほど質疑等にもございましたけれども、厚生労働省は、昨年6月より、この健康被害に関しまして、またワクチンに関しましての適切な情報提供ができるまでは、積極的な勧奨は行わないとしています。そして、現在もその状態が続いているわけでありますので、国民に対して、副反応の適切な情報提供ができるまでの間は積極的勧奨はしないということを厚生労働省はうたっておりますので、そういった意味から、この意見書にあえて第1の項目をうたう必要はないというように判断をいたしました。

よって、発議第1号 子宮頸がん予防ワクチンの積極的勧奨見合わせの継続と接種後に生じた健康被害の早期解決と、検診の充実に関する意見書を、次のとおり修正をいたします。

題名を次のとおり改める。子宮頸がん予防ワクチンの接種後に生じた健康被害の早期解決と検診の充実に関する意見書。

意見書本文中、第1項を削り、第2項を第1項とし、第3項を第2項とし、第4項を第3項とする。また、つけ足しますが、御嵩町においても、この健康被害に遭われて苦しんでおられる方がお見えになるという観点からも、第2項以降につきましては、意見書を提出することには賛成するものでございます。よろしく願いいたします。

議長（加藤保郎君）

提出者の説明が終わりましたので、これより、大沢まり子さんから提出された発議第1号 子宮頸がん予防ワクチンの積極的勧奨見合わせの継続と、接種後に生じた健康被害の早期解決と検診の充実に関する意見書に対する修正案について質疑を行います。

質疑ありませんか。

[挙手する者あり]

10番 岡本隆子さん。

10番（岡本隆子君）

厚労省は、健康被害の早期解決のために広く情報収集するということは言っておりますけれども、先ほども述べましたように、専門家の会議の判断に任せるというふうにしています。その専門家の会議のほうが、痛みとかそういった副反応に対して、心理的・社会的な要因が原因であるのではないかとということの方角づけようとしています。

また、この健康被害に遭われた方については、これが本当にワクチンの健康被害だということ

とが認識されないまま、まだ被害として上がってきていない状況の中で、専門部会がそのような結論をつけようということについては、どのようにお考えでしょうか。

議長（加藤保郎君）

9番 大沢まり子さん。

9番（大沢まり子君）

専門部会の研究に関して、結果が即、この厚生労働省の判断になるという、今お話しされたのはことしの1月ごろにその発表があったということで、薬害オンブズパーソン会議のほうにそれが反対をしているというような情報がございませぬけれども、それが即、見合わせを取りやめるということにはつながらないと考えておりますので、やはりきちっとした情報提供ができるまでは見合わせられるというふうに判断しております。

議長（加藤保郎君）

ほかに質疑はございませぬか。

[挙手する者なし]

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより、修正案に対する討論を行います。

討論はありませぬか。

[挙手する者あり]

10番 岡本隆子さん。

10番（岡本隆子君）

修正案に反対の立場で討論をいたします。

現在、この子宮頸がん予防ワクチンにつきましては、非常に不安の中で、御嵩町においては今年度まだ一人も受けていないという状況でありまして、専門部会がことし2月です、先ほど1月と言われましたが、2月に開かれた折にも、積極的にもう一度勧奨を再開したほうがいいのではないかとというような意見が聞かれる中から、やはり非常に不安が高まっている状態です。今のままでは、やはり安心して予防接種を受けることができません。

この件については、念を押すためにも、広く情報収集して本当に結論を出すためには非常に時間がかかることだと思います。地方議会からも、やはりこの意見については声を出す必要があると思いますので、この修正案には反対をいたします。

議長（加藤保郎君）

修正案に賛成の方の発言を許します。

[挙手する者あり]

12番 谷口鈴男君。

12番（谷口鈴男君）

昨年6月14日に、厚生労働省がこの問題に対して各都道府県知事を通じて全国自治体に通達を出しました。その折に、その根拠となったのが、平成25年度第2回厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会並びに25年度第2回薬事・食品衛生審議会医薬品等安全対策調査会、この2つの機関を通じて検証した中で、若干不明な部分があるということで、特に接種と発病の因果関係は明確ではないけれども、否定できない持続的な疼痛がヒトパピローマウイルス様粒子ワクチンの接種後に一部特異的に見られたということから、この副反応の発生頻度によってこれは強制接種は控えるべきだということ、当分の間、国民に適切な情報提供ができるまでの間、定期接種を積極的に勧奨すべきではないという結論に達した中で、地方自治法第245条4の第1項に規定する勧告でもって、全国に通達を出したものであります。

これが現在も継続されておることから、先ほど意見書の中の第1項目の見合わせを継続すること、これをあえて記載しなくても、先ほど山田議員が指摘されたように、2項目との整合性の問題も踏まえて、現在施行されておる状況をさらに、これは多分なくされるであろうという懸念材料を持った中で、こういう記載をされたという説明がありましたけれども、そこまで危惧する必要はないのではないかという判断をしております。

したがって、修正案に対して賛成をしたいと思います。以上です。

議長（加藤保郎君）

ほかに討論はありませんか。

[挙手する者あり]

3番 安藤雅子さん。

3番（安藤雅子君）

国は、現在ヒトパピローマウイルスに対するこの子宮頸がんのワクチンの積極的勧奨を見合わせておりますけれども、やはりこの有効性・安全性の検討という部分が十分に納得できるように、検証されないうちに認められていく可能性も大きいと考えております。ゆえに、安心・安全の担保のためにも、この1番の項目は入れたほうが良いと思います。

議長（加藤保郎君）

修正案に賛成の方の発言を許します。

[挙手する者あり]

7番 伊崎公介君。

7番（伊崎公介君）

私は賛成の立場で述べさせていただきますが、これは結局、積極的勧奨を見合わせるという

ところは実務官庁である厚生労働省が出してきているものでありまして、実務官庁である厚生労働省、ここのところではやはり実務を担当している省庁ですから、それなりに信頼していいと思います。もともと製薬会社とのつながりがあるとか、そういうことも関係してくると思いますから、もしも本当にこういうものが、2番にありますように因果関係が徹底的に検証されたといった場合に、このワクチン自体を禁止にするとか、そういう形に持っていくものだと思いますので、今回のこの1番を削るというところには賛成の立場で発言させていただきます。

議長（加藤保郎君）

ほかに討論はありませんか。

[挙手する者なし]

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより、発議第1号 子宮頸がん予防ワクチンの積極的勧奨見合わせの継続と、接種後に生じた健康被害の早期解決と検診の充実に関する意見書に対する修正案について、採決を行います。

本修正案を可決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立多数であります。したがって、発議第1号 子宮頸がん予防ワクチンの積極的勧奨見合わせの継続と、接種後に生じた健康被害の早期解決と検診の充実に関する意見書に対する修正案は可決されました。

次に、発議第1号中、ただいま修正可決した部分を除く原案について採決を行います。

修正部分を除くその他の部分について、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立多数であります。したがって、修正部分を除く発議第1号は原案のとおり可決されました。

付託事件の審査結果報告並びに審議及び採決

議長（加藤保郎君）

日程第4、付託事件の審査結果報告並びに審議及び採決を行います。

民生文教常任委員会に付託しました請願第1号 願興寺解体修復に伴う検討委員会設置の請願についてを議題とします。

民生文教常任委員会委員長に審査結果の報告を求めます。

民生文教常任委員会委員長 岡本隆子さん。

民生文教常任委員会委員長（岡本隆子君）

平成26年6月11日、御嵩町議会議長 加藤保郎様、御嵩町議会民生文教常任委員会委員長 岡本隆子。

請願審査報告書。6月5日に開催された御嵩町議会第2回定例会本会議において本委員会に付託された請願を審査した結果、次のとおり決定したので、会議規則第94条第1項の規定により報告いたします。

1. 審査実施日、平成26年6月11日。
2. 審査事件名、請願第1号 願興寺解体修復に伴う検討委員会設置の請願。
3. 審査の経過、紹介議員に出席願ひ、質疑を行い採決した。
4. 審査の結果、請願第1号 願興寺解体修復に伴う検討委員会設置の請願については、全員の賛成により採択とすべきものと決定した。以上です。

議長（加藤保郎君）

委員長報告が終わりましたので、これより委員長報告に対する質疑を行います。
質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これで委員長報告に対する質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより請願第1号 願興寺解体修復に伴う検討委員会設置の請願について、採決を行います。

この請願に対する委員長報告は採択すべきものであります。

この請願を委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。したがって、請願第1号は委員長報告のとおり採択することに決定されました。

議会運営委員会の閉会中の継続審査の決定

議長（加藤保郎君）

日程第5、議会運営委員会の閉会中の継続審査の決定について。

次期議会（必要により定例会までの間に開かれる臨時会を含む）の会期日程等の議会運営に関する事項及び議長の諮問に関する事項についてを議題とします。

お諮りします。ただいま議題としました事項につきましては、議会運営委員会の閉会中の継続審査としたいと思えます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、ただいま議題としました事項につきましては、議会運営委員会の閉会中の継続審査とすることに決定しました。

議長（加藤保郎君）

ここで、定例会最後に町長より挨拶をお願いします。

町長 渡邊公夫君。

町長（渡邊公夫君）

大変長時間にわたり、6月定例会を、こうして提案させていただきました議案については全て議了していただきました。本当にありがとうございました。

いよいよワールドカップであります、日本はどうも日曜日の午前中ということですので、テレビの前で観戦したいと思います。このところ情報番組を見ていますと、予選グループを突破するのもかなり難しいというような状況かと思えますけれども、10回やって9回負けても、1回は勝てると、そこにかけていけばいいんじゃないかと。それをしていくことで波に乗っていくという、特に団体競技というのはそういうものだと思いますので、チームワークをしっかりと磨いてくれたらなあということを思っております。

スポーツ関連で言いますと、実はこの願興寺の、今請願を採択されましたけれども、長距離のスタートというのは、位置について用意がないんですね。短距離は位置について用意ドンとやるんですけど、長距離の場合は位置についてからいきなりドンとやると。願興寺の事業主体というのは、もうドンをしなきゃいけないという状況にあると私は思います。少なくとも行政として、所有者が行政のものではないものに対して手をつけるということはできないわけがありますので、早急にスタートを切っていただくということが大切だと思います。行政側は、位置について用意ドンでスタートしますので、スタートされたら用意をしたいというふうに思っております。このところ、会長とも何回もお会いしておりますので、できれば、黒田官兵衛の役を果たしたいと私も思っておりますので、適切なアドバイスをしていきたいなということとは思っております。

1つ、今請願のほうで3点目をいつなされるのか、これは行政への要望でも何でもありませんので、議会が発議をされて、決議をするという内容だと思いますので、本来は今定例会でやっておかれたほうがよかったのではないのかなというような感想は持っておりますけれども、それで9月になったとしても、議会側の責任としておやりになることはやらないと、請願を採択したという完結した形にはならないと思いますので、ぜひ、そういう点についても頑張ってくださいなと思います。

皆さん、気にはしておみえになりますので、どうやってスタートを切るのかということが最も大切なことだと思っています。私はできると思っていますので、皆さんがどう走っていただけるかということに期待しつつ、その軌道修正をしたり、行政とのかみ合わせをしっかりとしていくことは、高山議員の一般質問でお答えしたとおりでありますので、そういう流れ、雰囲気ができることを願ってやみませんし、皆さんにもその雰囲気をつくっていただきたいというふうに思います。

これから暑くなります。まだゲリラ豪雨等々も懸念がないなんていうことは言えないと思いますので、全てを想定しながら、9月定例会までとりあえずは大災害に備えるということも含めて、慎重に様子を見ていきたいと、このように考えております。

議員の皆さんにもいろいろ御無理を言うことがあるかと思いますが、その都度判断をしていただきまして、御協力願えたら幸いです。本日はどうも御苦労さまでございました。ありがとうございました。

閉会の宣告

議長（加藤保郎君）

これもちまして平成26年御嵩町議会第2回定例会を閉会します。御苦労さまでした。

午前10時11分 閉会

上記のとおり会議の経過を記載して、その相違のないことを証するため、ここに署名する。

平成 年 月 日

議 会 議 長

署 名 議 員

署 名 議 員